(名称)

「新型コロナ対策実施中ポスター・ステッカー」(宿泊施設・観光施設)利用規約

(前文)

本規約は宮城県が運営する「新型コロナ対策実施中ポスター」「新型コロナ対策実施中ステッカー」(以下「ポスター等」と総称する。)の利用規約(以下「本規約」という。)に関して、以下のとおり定めます。

ポスター等の使用を希望する事業者等は,本規約に同意したうえで,申請を行ってください。

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の抑制と、社会経済活動の維持の両立を図るためには、宿泊施設・観光施設の皆様に、しっかりとした感染防止対策を実施していただくことが非常に重要です。

そこで事業者の皆様が,業種毎に定められたガイドラインに従い,感染防止対策に取り 組んでいる店舗・施設であることを県民の皆様に示すポスター等を発行することとしま した。

ガイドラインを遵守している事業者の皆様が、新型コロナ対策チェックリストにより自己点検の上、公益社団法人宮城県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)にお送りいただくと、ポスター等をお送りします。

このポスター等を店舗・施設等の目立つところに掲示していただくことで、県民の皆様に、感染防止対策に積極的に取り組んでいることをお知らせできます。

(申請)

- 第2条 ポスター等の交付を希望する宿泊施設及び観光施設(以下「申請者」という。)は別紙チェックリスト必要事項を入力し、電子メール又は FAX で県観光連盟に送付してください。
- 2 申請はポスター等を貼付する店舗・施設ごとに行うものとします。本社で全店舗分をまとめて申請する等の方法は受け付けられません。
- 3 チェックリストには申請事業者の情報を記載する欄があります。記載いただいた内容については県観光連盟のホームページにおいて、その一部(施設名、住所(施設の所在地)、電話番号)を公表します。

(申請要件)

第3条 対象は宮城県内に所在する施設とします。

(ポスター等の利用)

- 第4条 発行されたポスター等は施設の見えやすいところに貼付してください。
- 2 ポスター等の発行を受けた施設は、宮城県観光課に電子データの配布を電子メールにより請求することができます (請求先: kankous@pref.miyagi.lg.jp)。データを施設のホームページ等に掲載する場合は、第三者によるデータの無断利用を防止する措置を講ずるようお願いいたします。

(訪問調査等)

第5条 ポスター等を掲示する事業者に対し、宮城県又はその指示を受けた者が施設に連絡 又は訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。

(免責事項)

第6条 宮城県は申請を受けて発行したポスター等の内容につき,事実上又は法律上の瑕疵 (安全性,信憑性,正確性,完全性,有効性,特定の目的への適合性,権利侵害などを含 みます。)が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また,宮城県は申請者に対 して,かかる瑕疵を除去してポスター等を提供する義務を負いません。

## (利用規約の改訂)

第7条 本規約は、宮城県の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、 宮城県ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されます。

### (費用)

第8条 申請にかかる通信料等は申請者の負担となります。

### (禁止事項)

- 第9条 申請者が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。
  - (1) 登録情報・ポスター等を第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
  - (2) 発行されたポスター等を加工・編集・改ざんする行為(デザインの改変を含まない拡大・縮小及び余白への追記を除く。)
  - (3) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
  - (4) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
  - (5) その他宮城県が不適当と認める行為

# (利用禁止措置等)

第10条 申請内容が虚偽であった場合,前条各号に掲げる行為があった場合その他宮城県が不適切と判断した場合は発行したポスター等の利用を禁止し,廃棄,撤去を命じ,その旨を公表する措置をとることがあります。配布したデータの利用についても同様とします。

## (プライバシーポリシー)

- 第11条 宮城県は、事業者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の 規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りでは ありません。
  - (1) 申請者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
  - (2) 統計的に処理された申請数や事業者名等の情報については公表することがあります。
  - (3) 申請者の申請情報は、宮城県及び県観光連盟が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

## (本事業の終了)

第12条 本事業は新型コロナウイルス感染症が収束するなど、宮城県の判断により事前の 予告なく終了することがあります。

## (準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本規約は日本法に準拠します。また、申請者と宮城県の間で紛争が生じた場合、 仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年12月1日制定